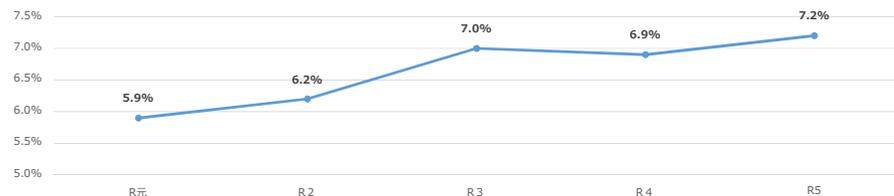


財政指標の推移

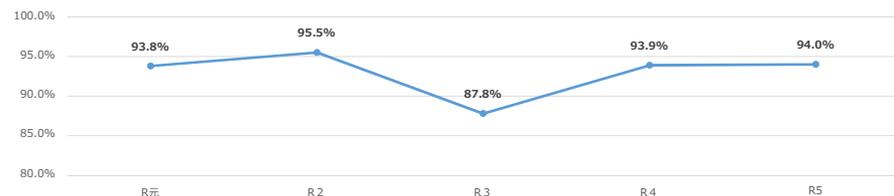
実質収支比率



年度	R元	R 2	R 3	R 4	R5
比率	5.9%	6.2%	7.0%	6.9%	7.2%

地方交付税法における標準財政規模（標準的な団体の経常的な一般財源収入）に対する実質収支額の割合を示します。

経常収支比率



年度	R元	R 2	R 3	R 4	R5
比率	93.8%	95.5%	87.8%	93.9%	94.0%

人件費、扶助費や公債費のように毎年度経常的に支出される経費に、市税や地方交付税などのように毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを示すもので、財政構造の弾力性を判断する指標です。

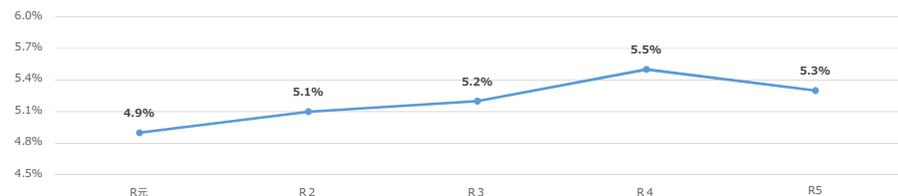
財政力指数



年度	R元	R 2	R 3	R 4	R5
指数	0.85	0.86	0.84	0.83	0.81

地方交付税法の規定により算出された市の財政力を示す指標です。この指数が1.00を超えると不交付団体といふ普通交付税が交付されなくなります。理論的には、1.00を超えた分については標準以上の行政サービスを行うことができることになります。

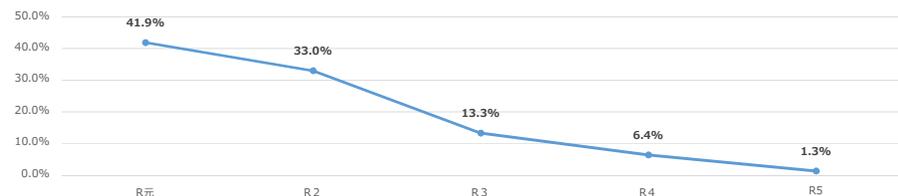
実質公債費比率



年度	R元	R 2	R 3	R 4	R5
比率	4.9%	5.1%	5.2%	5.5%	5.3%

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、市の資金繰りの危険度を示す指標です。この比率が18%を超えると地方債の発行に知事の許可が必要となり、早期健全化基準の25%を超えると財政健全化計画の策定等が義務付けられます。さらに、財政再生基準の35%を超えると財政再生計画の策定等が義務付けられ、総務大臣の同意を得ない限り、地方債の発行が制限されます。

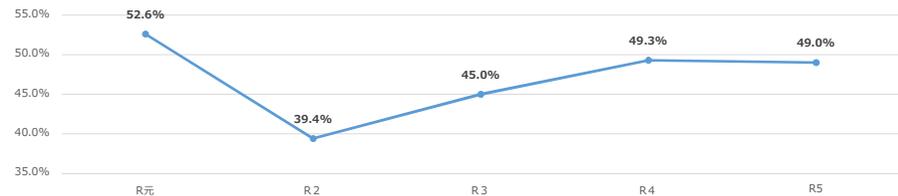
将来負担比率



年度	R元	R 2	R 3	R 4	R5
比率	41.9%	33.0%	13.3%	6.4%	1.3%

一般会計等が将来負担すべき地方債などの実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。この比率が早期健全化基準の350%を超えると、財政健全化計画の策定、実施状況の議会への報告等が義務付けられ、財政の健全化に向けた取組みが求められます。

自主財源比率



年度	R元	R 2	R 3	R 4	R5
比率	52.6%	39.4%	45.0%	49.3%	49.0%

地方自治体が自主的に収入できる財源で、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の合計が歳入全体に占める割合になります。この割合が高いほど、安定的で自主的な財政運営が可能になります。